

## 平成20年度第1回習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

【日時】 平成20年9月25日(木) 13:30~14:00

【場所】 習志野市役所第3分室2階会議室

【出席者】

(委員) 麻生委員、入沢委員、木村委員、櫛方委員、櫻井委員、時田委員、  
永田委員、矢坂委員、山森委員 9名出席

<五十音順>

(市) 島田副市長、志村市民経済部長、斉藤市民経済部次長、  
広瀬国保年金課長、大矢市民経済部主幹、  
高橋主査、遠山主査

<記録：国保年金課 西川、永田>

【傍聴者】 0名

【議題】

### 諮問事項

- I 国民健康保険事業の運営に関する重要事項について
  - 1 出産育児一時金の改定について

### 報告事項

- I 出産育児一時金受取代理払制度の導入について

## **1 開 会**

入沢会長により出席委員が定足数に達しており、本議会が成立する旨の開会宣言があった。

## **2 会長あいさつ、議事録作成の確認**

- (1) 会長が、あいさつを行った。
- (2) 本日の議事録の作成については、要点筆記とすることを確認した。

## **3 副市長あいさつ**

- (1) 会長の許可により、副市長があいさつを行った。

## **4 諮問書の提出**

- (1) 広瀬国保年金課長が諮問書の内容を読み上げた後、副市長が、会長に諮問書を提出した。
- (2) 副市長は、諮問書を提出した後、他の公務のため会議を退席した。

## **6 事務局職員紹介**

志村市民経済部長が、事務局職員の紹介を行った。

## 7 議題

### 諮問事項

#### I 国民健康保険事業の運営に関する重要事項について

##### 1 出産育児一時金の改定について

(1) 広瀬国保年金課長が、各委員に配布した会議資料に沿って諮問事項について説明をした。

主な内容は以下のとおり。

出産時における無過失の医療事故により脳性麻痺となった障害児に総額3千万円の補償金を支払う「産科医療補償制度」が、平成21年1月から開始されることに伴い、分娩1件当たりの3万円を保険料として医療機関が保険会社に支払うこととなる。このことから当該保険料が出産費用へ転嫁されることが見込まれるため、平成21年1月1日より出産育児一時金を、現行の35万円から38万円へ引き上げる。

(2) 委員と事務局との間における主な質疑応答は次のとおり。

Q1 産科医療補償制度は、加入が強制でないと認識している。8月時点で加入を検討している医療機関は50パーセントに達していないと聞いているが、保険に入らない医療機関にて分娩した者に対しても38万円を給付するのか？

A1 8月末の時点で60パーセント、9月末の時点において、75.3パーセントであるとの情報を確認している。

当該保険の運営組織によると、今後100パーセントを目指し努力していくと聞いている。また、千葉県においてもPRに努めると伺っている。当該保険に加入される産科医療機関が公表される見込みであることから、分娩予定者が医療機関を選択できるようになる。なお、保険未加入医療機関にて分娩した者に対しても一律38万円を支給する。

Q2 本市内の産科医療機関は保険加入をするのか？

A2 現在、本市において産科医療機関は3医療機関あるが、全て加入している旨の情報を得ている。

Q3 施行後の件数見込として、42件とのことであるが、少なくともか？

A3 年度により多少の増減はあるものの、概ね180件前後にて推移している。1月以降の3カ月分として、見込の件数にて支障ないものとする。

Q4 増額については良いことであるが、健康保険の運営状況は赤字であると思われる。増額に伴い、運営上の支障は生じないか？
A4 支給額の3分の2に相当する額が国から普通交付税として地方公共団体に交付されている。3分の1については、保険料に転嫁されることとなる。
Q5 出産育児一時金の他市町村における支給額はどうなっているか。
A5 現時点では各市とも35万円である。この度の改正に伴い、近隣市に照会を行ったところ、全て38万円に引き上げるとの回答であった。

- (3) 質疑終結の後、採決となったが、全委員の賛成により同意となった。
- (4) 答申書の作成については、会長一任となった。

## 報告事項

### I 出産育児一時金受取代理払制度の導入について

(1) 広瀬国保年金課長が、各委員に配布した会議資料に沿って報告事項について説明をした。

主な内容は以下のとおり。

出産育児一時金の受取代理払制度とは、分娩を予定している被保険者の世帯主が産科医療機関を受取代理人として申請を行うことにより、出産後に産科医療機関に直接支払うものである。分娩費用が出産育児一時金を上回る場合は、その額を加入者が直接産科医療機関へ支払うものとし、下回る場合は、差額分を加入者に支給するものとする。

平成21年1月1日より運用開始を予定している。

従前より行っている世帯主への支給や事前の貸付についての手続きについても、引き続き利用可能である。

(2) 委員と事務局との間における主な質疑応答は次のとおり。

Q1	費用負担の心配する必要がなく、安心して出産できるメリットがあり、良いことと考える。昨今子供を取り巻く問題は多く、良いことは積極的に実行するべきである。
A1	平成21年1月1日からの運用に合わせ、要綱や申請様式の整備を行っているが、遅くとも11月中には医療機関の方々にお示ししたい。
Q2	現行の手続きより複雑化しているように思われる。皆が簡単に理解できるよう心がけてほしい。
A2	皆様にご覧いただいているものを噛み砕いて、市民の方々にとって分かりやすいパンフレットを作成し窓口等でご案内したい。
Q3	貸付制度について尋ねたい。貸し付け制度を利用する場合であっても分娩費用が支払えない場合はどのような取扱いとなるか。
A3	貸付制度の上限は出産育児一時金の8割である。現状では35万円の支給に対する上限としては28万円である。差額分を保険者で支払うことは出来ないので、まずは医療機関と話し合いをしていただきたいと思います。また、福祉部門との相談も利用できます。

## 8 閉会

入沢会長の宣言により閉会した。